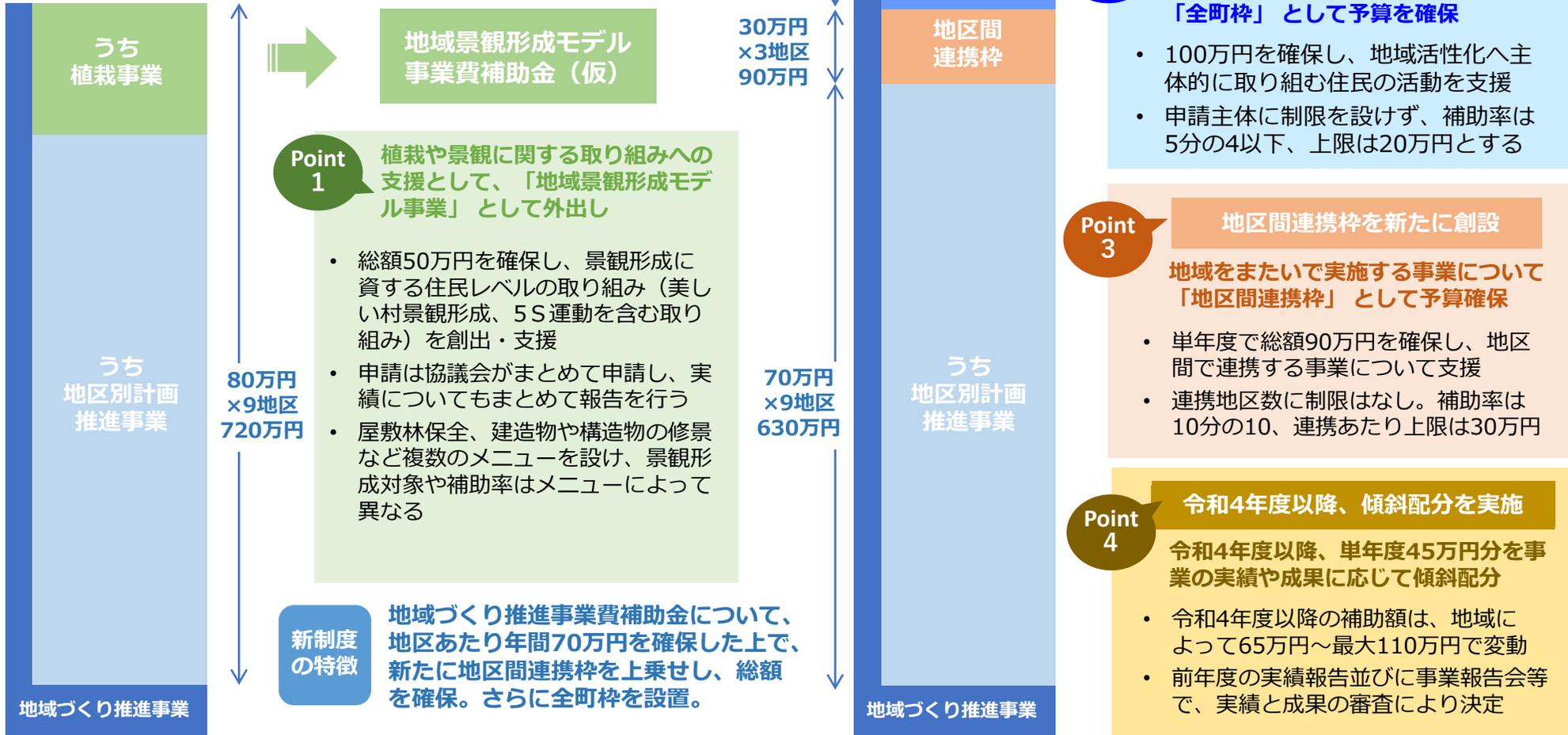


新「地域づくり推進事業費補助金」の概要



令和2年度までの概要

- 年間80万円×5年間 = 400万の総枠
- 補助率は11分の10以内
- 対象は、地区別計画もしくは地区協議会等の計画に位置付けられた事業を対象とする
- 組織の運営費、施設の維持管理費を除き、別表として対象経費を整理

令和3年度以降の見直し

- 地域づくり推進事業として、年間70万円×5年間 = 350万を確保。しかし、事業の実績や成果に応じて令和4年度以降、傾斜配分を実施
- 傾斜配分予算は5万円×9地区の45万円を前年度の実績や成果に応じて配分
- 町民参加の事業報告会を開催する
- それぞれの枠により、補助率は異なる

- 植栽に対する補助は、新設する補助金で手当て
- 新たに、全町枠・地区間連携枠を設ける
- 対象経費のうち、当該年度の備品購入費の経費割合は全体の2割を超えないものと新たに規定
- 補助金の端数処理を100円から1,000円未満に変更
- 新制度に伴い様式の変更あり